

保育料の決定方法について

認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所を利用される保護者のみなさまへ



さっぽろ
子育て情報サイト

札幌市子ども未来局
令和6年4月 発行

SAPP_R0

この冊子について

この冊子では、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所を利用しているお子さまの**保育料（利用者負担額）の決定方法、時間外保育料及び副食（おかげ）費の減免**について解説しています。保育料、時間外保育料及び副食費は、毎年4月、9月の年2回の見直しを行いますので、決定された内容にご不明な点がございましたら本冊子をご確認いただければと思います。

なお、この冊子における「保育料」には、バス代や教材費等の各施設で発生する費用は含みません。これらの費用の有無については、ご利用の施設にご確認ください。

※企業主導型保育施設や認可外保育施設の保育料についても、各施設にご確認ください。

さっぽろ子育て情報サイトについて

札幌市では「さっぽろ子育て情報サイト」にて、保育料に関する最新情報を発信しております（表紙に二次元コードを掲載）。専用アプリも公開しておりますので、是非ご活用ください。なお、同サイトでは、この冊子のカラー版をご覧いただけます。

目次

1	クラス年齢	2
2	2歳児クラス以下のお子さま	2
(1)	保育料の決定方法	2
(2)	保育料の変更	2
(3)	保育料（利用者負担額）の減免	3
(4)	時間外保育料の減免	3
(5)	副食費の免除	3
3	3歳児クラス以上のお子さま	3
(1)	保育料の決定方法	3
(2)	時間外保育料の減免	3
(3)	副食費の免除	3
4	所得割の確認方法	5
(1)	税年度	5
(2)	合算対象となる世帯員	5
(3)	所得割の確認書類	6
(4)	確認書類における注意事項	7
5	保育料の決定、時間外保育料及び副食費の減免に関する注意事項	7
6	利用者負担額表（月額）	8
7	お支払い方法について	9
(1)	保育料	9
(2)	時間外保育料	10
(3)	副食費	10
8	お問い合わせ先（各区の保健センター（健康・子ども課）等）	11

1 クラス年齢

各世帯の保育料は、市区町村民税の所得割、お子さまの人数など複数の要素から決定されますが、最も影響が大きい要素は、クラス年齢（4月1日時点の年齢）です。まずは、お子さまが何歳児クラスに通われているかご確認ください。

2 2歳児クラス以下のお子さま

(1) 保育料の決定方法

「階層」、「時間区分」、「多子軽減」の3つの要素によって決定されます。

ア 階層

保育料は、世帯の市区町村民税の所得割の合計により決定する仕組みになっています。札幌市では、所得割を基準として、保育料をA、B、C1～D9の15の階層に分類しています。所得割の確認方法、階層ごとの保育料（利用者負担額表）については、別にページを設けていますので、そちらをご確認ください。

[所得割の確認方法 p.5](#)

[利用者負担額表 p.8](#)

イ 時間区分（保育必要量）

保育を利用できる時間は、8時間（短時間）と11時間（標準時間）の2種類に分かれており、短時間と標準時間では保育料も異なっています。

ウ 多子軽減（世帯の児童数による軽減）

令和6年4月から、すべての階層において、お子さまに生計を一にする（※1）兄又は姉がいる場合、きょうだいの保育所等の利用状況に関わらず保育料がかかりません（※2）。

※1 例）別居している大学生の兄又は姉に対して常に生活費等の送金をしている場合は、生計を一にする子どもとしてカウントの対象となります。

※2 多子軽減により無償化されるのは、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所の保育料です。

令和6年3月までの取扱いについては、さっぽろ子育て情報サイトにてご確認いただけます。（二次元コードは表紙に掲載）

(2) 保育料の変更

所得割の確認方法（[p.5](#)）にあるとおり、9月分の保育料から算定根拠となる市区町村民税が更新されます。この更新に伴って、該当する階層が変更となった場合は、9月分以降の保育料が変わることとなります。

なお、保育料変更の有無に関わらず、毎年8月末、3月末頃に「利用者負担額決定（変更）通知書」をお送りします。

(3) 保育料（利用者負担額）の減免

失業や減収（育児休業や自己都合による退職を除く）、疾病、災害等、やむを得ない特別な事情により、収入が減少して保育料の支払いが困難な方は、保育料の減免制度に該当する場合があります。ご相談やお手続きはお住まいの区の保健センターにご連絡ください。なお、年度末が申請期限となり、前年度以前の保育料は減免の対象となりませんのでご注意ください。

(4) 時間外保育料の減免

施設が定める時間外保育料を負担していただきますが、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯、市町村民税が非課税の世帯及び児童福祉法により措置された児童を養育する里親世帯は、時間外保育料が減免されます。詳しい金額は施設へお問い合わせください。

(5) 副食費の免除

(1)の保育料に含まれています。保育料がかからない場合は、副食費の負担もございません。なお、保育料が発生している世帯について、副食費のみを対象とする免除制度はございません。

3 3歳児クラス以上のお子さま

(1) 保育料の決定方法

世帯の所得に関わらず、保育料はかかりません。ただし、2歳児クラスのお子さまが、年度の途中に3歳に到達しても、その年度中は2歳児クラス以下の保育料が適用となりますのでご注意ください。なお、[p.1](#) の冒頭に記載のとおり、園によっては、保育料とは別に実費がかかる場合があります。

(2) 時間外保育料の減免

施設が定める時間外保育料を負担していただきますが、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯、市町村民税が非課税の世帯及び児童福祉法により措置された児童を養育する里親世帯は、時間外保育料が減免されます。詳しい金額は施設へお問い合わせください。

(3) 副食費の免除

3歳児クラス以上のお子さまは、保育料がかからない一方で、副食費の負担が発生しますが、下記のとおり、副食費が免除となる場合があります。

ア 免除となる条件

以下の①、②のいずれかに該当した場合、副食費が免除されます。免除となるお子さまには、ご自宅に通知をお送りいたします。

① 世帯の年収が約 360 万円未満の子ども（生活保護世帯、非課税世帯、里親・里子世帯を含む）

- 同一世帯員（原則、父母。以下同じ）の市区町村民税所得割の合計が 57,700 円未満の世帯の子ども
- ただし、ひとり親家庭等世帯（母子（父子）家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯）においては、同一世帯員の市区町村民税所得割の合計が 77,101 円未満の世帯の子ども

② 第3子以降の子ども

以下の表に該当する子どもについて、最年長の子どもから順に第1子目、第2子目と数え、第3子目以降の子ども

小学校就学前のお子さまが		
表	① 右の施設に入所している	幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設
	② 右の施設を利用している	障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業

イ 申請が必要な場合

「5 保育料の決定、時間外保育料及び副食費の減免に関する注意事項」

(p.7) に該当する場合は、お手続きをお願いすることができます。

免除の変更が適用される月	
新たに免除事由が発生した場合	お手続きいただいた日が属する月の翌月から免除開始
免除事由が消失した場合	消失した日が属する月の翌月から免除を取消し

4 所得割の確認方法

(1) 税年度

保育料における階層は、世帯の市区町村民税の所得割の合計により決定されますが、8月分以前と9月分以降の保育料では、根拠となる税の年度が異なります。

保育料	令和 n 年度	
	4～8月分	9月～翌年3月分
算 定 根 拠	令和 n-1 年度市区町村民税	令和 n 年度市区町村民税
	(令和 n-2 年 1 月から 12 月までの収入)	(令和 n-1 年 1 月から 12 月までの収入)

(2) 合算対象となる世帯員

原則、父母（内縁の夫（妻）や単身赴任等で住民票が別になっている父母を含む）の市区町村民税所得割の合算となります。ただし、祖父母等と同居している場合で父母（ひとり親世帯の場合は父又は母）の収入の合計額が一定の額に満たない場合は、祖父母等の市町村民税額を保育料の算定に含める場合があります。

1月から12月までの1年間に収入がなかった場合

育児休業等で1年間収入がなかった方でも、階層の決定のために市区町村民税の申告が必要です。申告がない場合は、最高階層（D9 階層）となる場合があります。

申告の手続きについては、お住まいの区（1月1日現在）を担当する市税事務所の市民税係にご相談ください。

お住まいの区	市税事務所 (市民税係)	電話番号
中央区	中央市税事務所	011-211-3914
北区・東区	北部市税事務所	011-207-3914
白石区・厚別区	東部市税事務所	011-802-3914
豊平区・清田区・南区	南部市税事務所	011-824-3914
西区・手稲区	西部市税事務所	011-618-3914

(3) 所得割の確認書類

以下の3種類で確認できます。各画像の★部分が該当する所得割です。
※令和6年度税から森林環境税が追加となります。

ア 市民税・道民税（・森林環境税） 特別徴収税額の通知書

市民税の所得割⑥

イ 市民税・道民税（・森林環境税） 納稅通知書

2ページ目もしくは、3ページ目

(口座振替の方は3ページ目もしくは、4ページ目)

ウ 所得（市民税・道民税（・森林環境税））証明書

所得（市・道民税）証明書				
納稅義務者 住 所				
氏 名				
使用目的：学校関係				
令和3年度	合計所得金額	市民税		年 税 額
		所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	
		★ 参考旧税率で計算した市民税所得割額		参考旧税率で計算した道民税所得割額
令和2年 分 の 所 得 の 内 訳		所 得 控 除 額 の 内 訳		
		縦 越・ 雜 損		障 害 者

旧税率で計算した市民税所得割

(4) 確認書類における注意事項

ア 政令指定都市から発行されている場合

所得割は、「課税所得金額 × 税率 – 税額控除額」により計算されますが、税率は、札幌市を含む主な政令指定都市では 8%、それ以外の市区町村では 6%が適用されます。

しかし、保育料の決定では、原則、税率 6%により計算された所得割を使用しますので、政令指定都市から発行された書類で確認する場合は、書類に記載されている所得割に 6/8 を乗じることで、保育料で使用する所得割を計算することができます。ただし、簡易的な算出方法であり、正確な金額ではない可能性もあることから目安として使用してください。

イ 税額控除を受けている場合

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除によって減税されている方は、これらの金額を足し戻して（減税前の金額で）計算し、保育料を決定します。

※通知書の種類によっては、一部控除項目の詳細が記載されていないものもありますので、目安として使用してください。

5 保育料の決定、時間外保育料及び副食費の減免に関する注意事項

以下(1)~(4)のいずれかに該当する場合、保育料の決定、時間外保育料又は副食費の減免に影響することがありますので、速やかにお住まいの区の保健センターにご連絡ください。

(1)税更正及び修正申告により市民税所得割が変更になった場合

(2)結婚や離婚、祖父母等との同居や別居などで世帯の状況が変わった場合

(3)お子さまの兄・姉について、新制度に移行していない幼稚園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は退所、障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用する場合又は辞められる場合

(4)お子さまや同居のご家族に障害者手帳の取得や更新があった場合

※(3)、(4)の場合、時間外保育料には影響ありません。

6 利用者負担額表（月額）※1

階層	該当する所得割等	保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	0円	0円
B	市町村民税が非課税の世帯 ※2	0円	0円
C1	48,600円未満	11,000円	10,820円
D1	48,600円以上 67,000円未満	15,680円	15,420円
D2	67,000円以上 97,000円未満	22,550円	22,170円
D3	97,000円以上 140,000円未満	30,250円	29,740円
D4	140,000円以上 169,000円未満	39,600円	38,930円
D5	169,000円以上 254,000円未満	45,870円	45,100円
D6	254,000円以上 301,000円未満	53,740円	52,830円
D7	301,000円以上 341,000円未満	60,170円	59,150円
D8	341,000円以上 397,000円未満	65,450円	64,340円
D9	397,000円以上	75,900円	74,610円

【ひとり親家庭等(母子又は父子家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額】

C0	48,600円未満	4,400円	4,400円
D01	48,600円以上 67,000円未満	4,400円	4,400円
D02	67,000円以上 77,101円未満	4,400円	4,400円

※1 月の途中で入所又は退所した場合は日割り計算します。

※2 所得割が非課税で、均等割のみ課税されている世帯はC階層に該当します。

7 お支払い方法について

(1) 保育料

ア 認可保育所又は認定こども園にじいろをご利用の場合

札幌市にお支払いいただきます。ご利用可能なお支払い方法は、以下の2つです。なお、札幌市では、口座振替のご利用をお勧めしています。

① 口座振替

各区保健センター（健康・子ども課）又は子ども未来局保育料係にて配付している「口座振替依頼書」によりお申込みください。

なお、口座振替の場合、領収書の発行がありません。お勤め先などに保育料の支払いに関する証明を提出される方は、領収書の代わりとして、「保育料の納入確認書」を送付いたしますので、お手数ですが、子ども未来局保育料係（☎011-211-2987）までご連絡ください。

残高不足等で振替ができなかった場合

再振替は行っておりません。

振替日から10日～2週間後に納入通知書を送付いたしますので、早急に金融機関の窓口で納付してください。

② 納入通知書

金融機関の窓口でのお支払いを希望される方は、毎月20日頃にご自宅へ納入金額及び納入期限日を記載した「納入通知書」を送付します。ご利用できる金融機関については、納入通知書の裏面に記載しております。

納入期限を過ぎてしまった場合

期限が過ぎた納入通知書でもお支払いいただくことが可能です。

ただし、一定期間未納が継続した場合には、保育料のほかに延滞金が発生しますのでご注意ください。

③ 督促状

口座振替、納入通知書のいずれの場合においても、納期限を過ぎてもお支払いが確認できない場合、翌月末頃に「督促状」を送付します。

督促状でもお支払いいただけますが、当初送付した納入通知書との二重払いにはご注意ください。

保育料を支払ったにも関わらず督促状が届いた場合

納期限を過ぎてからのお支払いの場合、行き違いで督促状が届くことがあります。既にお支払いいただいている場合は、督促状を破棄いただいて結構です。

イ 私立認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所をご利用の場合

各施設にお支払いいただきます。具体的な方法については、施設にお問い合わせください。

(2) 時間外保育料

ア 公立保育所又は認定こども園にじいろをご利用の場合

札幌市にお支払いいただきます。ご利用できる支払い方法は、納入通知書のみとなっており、時間外保育を利用された月の翌月 20 日頃にご自宅に通知をお送りします。

イ ア以外の施設をご利用の場合

各施設にお支払いいただきます。具体的な方法については、施設にお問い合わせください。

(3) 副食費

ア 公立保育所又は認定こども園にじいろをご利用の場合

札幌市にお支払いいただきます。ご利用できる支払い方法については、7-(1)-アの認可保育所をご利用の場合と同様です。

イ ア以外の施設をご利用の場合

各施設にお支払いいただきます。具体的な方法については、施設にお問い合わせください。

8 お問い合わせ先（各区の保健センター（健康・子ども課）等）

中央区	011-205-3354	豊平区	011-822-2473
北 区	011-757-2563	清田区	011-889-2051
東 区	011-711-3214	南 区	011-522-5780
白石区	011-861-0336	西 区	011-621-4242
厚別区	011-895-2499	手稲区	011-688-8597
子ども未来局		011-211-2987	

受付時間：平日（土曜・日曜・祝日を除く）午前8時45分から午後5時15分まで

